

「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見

「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に係る環境影響評価方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

< 騒音・振動 >

騒音の影響評価に当たっては、騒音規制法の観点から当該施設の敷地境界線上においても予測・評価を行う必要がある。

[水環境]

< 水質 >

埋立地からの浸出水は、水処理施設で処理後、クリーンセンター焼却施設の冷却用水及び埋立地内の散水用水として利用し、施設外には放流しないとされているが、浸出水量、水処理施設のフロー図、最大処理能力、焼却施設の冷却用水量、散水用水量等を示し、クローズドシステムの根拠を明らかにするとともに、集中豪雨時に対応した浸出水の調整槽を設けることを検討する必要がある。

浸出水は、処理を行いプラント用水や埋立地の散水に使用する計画となっているが、繰り返しの循環使用により溶解塩類や重金属等が次第に濃縮されてくる。凝集沈殿処理する計画となっているが、脱塩や重金属除去などの装置についても検討する必要がある。

事業対象地周辺の河川の水質調査として、カドミウム等の健康項目や生物化学的酸素要求量(BOD)等の生活環境項目についても現況を把握する必要がある。

< 地下水 >

水質状況の把握に当たっては、環境基準に定められている項目についても調査を行う必要がある。

地下水の調査項目として、水位、流向に加え、流速を追加する必要がある。

地下水監視井戸の設置については、今後実施される地下水の水位、流向、流速等の調査結果を十分踏まえた上で、位置の検討を行う必要がある。

[土壌環境に係る環境・その他の環境]

< 土壌汚染 >

埋立物に焼却灰があるため、万一の飛散や浸出水の漏洩による土壌への影響についても考慮すべきであると思われる。このため、土壌汚染の可能性について、調査・予測・評価を行うべきか検討する必要がある。

[動物・植物・生態系]

動植物の調査に当たっては、対象地域とその周辺地域を中心にこれらと関連するより広範囲な地域の既存文献や専門家の意見も参考とし、適切な調査時期・調査地点での現地調査により生息・生育状況を把握する必要がある。

地域特性を考慮し、地域の生態系を構成する普通に存在する動植物にも注目しながら、影響について調査・予測・評価を行う必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

< 景観 >

予測の手法としてのフォトモンタージュの作成に当たっては、建造物の色彩・形状の比較による予測・評価を検討する必要がある。

< 人と自然との触れ合いの活動の場 >

祭礼・日常的行事等についても調査する必要がある。

[文化財]

条里の推定地に近接しているため、熊本県及び宮原町教育委員会と打ち合わせる必要がある。

[その他]

準備書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行った上で使用するなど、的確な記述に努めること。

準備書全体の記述に関しては、文章体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めること。

重要な項目の説明については、関係する各項目で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。